

匿名クラブ運営規則

第1章 総則

第1条(名称・設立)

- イ:本会は、匿名クラブと称し、英文名称をAnonymous Clubと定めます。
- ロ:本会の設立年月日は、平成26年1月8日です。

第2条(所在地)

- イ:本会の日本総局は東京都板橋区南常盤台一丁目11-6 レファ南常盤台1階に置き、これをもって団体所在地とします。
- ロ:本会に新たに総局または支局を設置するときは、第27条の定めにより常任委員会の賛成をもってするものとします。

第3条(目的)

本会は、インターネットユーザーの持つ可能性を探求し、それを最大限発揮できる環境を創出することによって、高度情報社会のさらなる進展を図ることを目的とします。

第4条(活動・事業の種類)

本会は、前条の目的を達するために次に掲げる活動及び事業を行います。

- イ:インターネットユーザー交流・親睦促進事業
- ロ:Webメディアの運営
- ハ:その他合法的な一切の活動及び非営利性事業

第2章 役員その他の機関

第1節 総則

第5条(議事の実施)

本会のすべての会議は、対面のほか、電磁的記録によるテキストチャット、電話またはオンラインによる通話によって行うことができます。

第2節 責任役員会

第6条(責任役員)

本会には5人以上7人以下の責任役員を置き、そのうち1人ないし2人を代表役員とします。

第7条(選任)

- イ:責任役員は、本会の理事のうちから会長が選出し、理事会の賛成を経て定めます。
- ロ:代表役員は、責任役員による互選または他の代表役員の指名によって定めます。
- ハ:会長は、責任役員のうち常任の責任役員を4人、議長を1名任意に任免できるものとします。

第8条(任期・辞任)

- イ:責任役員の任期は、その責任役員が就任する際に理事会が定めます。ただし、理事の任期満了または解任により新たな理事が任命されたときは、会長は代表役員の同意を得て、全部の責任役員を任期の途中で解任し、改めて責任役員を選出することができます。
- ロ:責任役員は、任期を満了したのち、前条の規定に基づいて再任することを妨げられません。

ハ:代表役員は、責任役員としての任期が満了する前に理事会の賛成を経て代表役員を辞任することができます。その代表役員の後任者の任期は、前任者の任期満了日までとします。ただし、会長が必要と認める場合、理事会は新たに任期を定めることができます。

ニ:責任役員は、理事会の賛成を経て辞任することができます。その責任役員が代表役員を兼ねている場合は、当然に代表役員たる資格も喪失します。その責任役員の後任者の任期は前項に順じます。

ホ:責任役員は、辞任後も後任者が就任するまで引き続きその職務及びそれに付帯する職務を誠実にを行います。

第9条(職務権限)

イ:代表役員は、本会を代表します。

ロ:代表役員以外の責任役員は、代表役員を補佐し、責任役員会に出席し議事に参加します。

第10条(責任役員会)

イ:責任役員会は必要に応じて代表役員または議長が召集し、次の事項について協議します。

1:理事の弾劾

2:年次事業報告書の承認

3:本会の休眠

4:運営規則の改正

5:常任委員会の議決の拒否

6:その他会長が必要と認めた事項

ロ:議長は、会議について議決権をもたず、中立の立場で議事を主宰します。

ハ:責任役員会は、常任の責任役員総数の過半数の出席をもって議事を開き、採決は出席した常任の責任役員の3分の2の多数を含む過半数をもって決することとし、賛否同数の場合は議長がこれを決することとします。但し、前項4に関する事項については別に定めます。

ニ:責任役員会が召集されて3日以内に出席者がその定足数に達しない場合、代わりに会長が議決に代わって決定します。

ホ:前項の規定に基づき会長が決定を行った後に、責任役員会がそれと異なる議決を行った場合、会長による決定は直ちに撤回されるものとします。

第11条(代表権及び議決権ならびに出席権の留保)

イ:代表役員は、特別の利害関係がある事項について代表権を有しません。その場合は責任役員会の議決が本会を代表し、責任役員から互選された仮の代表者が理事会の賛成をもってそれを執行します。

ロ:責任役員は、特別の利害関係がある事項には議決権を有しません。

ハ:非常任の責任役員は、代表役員が認める場合を除き議事への出席権を有しません。

第3節 理事会

第12条(理事)

本会には5人以上7人以下の理事を置き、そのうち1人を理事長とします。

第13条(選任)

イ:理事は、会長が責任役員会の賛成を経て任命します。

ロ:理事長は、理事の中から代表役員が任命します。

第14条(任期・辞任)

イ:理事の任期は会長の在任中とします。

ロ:理事は、任期を満了したのち、前条の規定に基づいて再任することを妨げられません。

ハ:理事長は、理事としての任期が満了する前に理事会の賛成を経て理事長を辞任することができます。その理事長の後任者の任期は、前任者の任期満了日までとします。ただし、会長は必要と認める場合、新たに任期を定めることができます。

ニ:理事は、理事会の賛成を経て辞任することができます。その理事の後任者の任期は、前項に準じます。なお、その理事が理事長を兼ねている場合は、当然に理事長たる資格も喪失します。

ホ:会長は、理事に不適があると認めるときは、責任役員会の総数の3分の2以上の賛成をもって一部または全部の理事を任期の途中で解任し、改めて理事を任命することができます。

ヘ:理事は、辞任後も後任者が就任するまで引き続きその職務及びそれに付帯する職務を誠実にを行います。

第15条(職務権限)

イ:理事長は理事会を主宰し、責任役員を補佐し、会務を掌理し、責任役員に事故のあるときまたは責任役員が欠けたとき、臨時に、責任役員の職務を行います。

ロ:理事長以外の理事は、会務を監督し、理事会に出席し議事に参加します。

第16条(理事会)

イ:理事会は必要に応じて理事長または代表役員が召集し、次の事項について協議します。

1:責任役員の就任及び辞任に対する賛成ならびにその任期の決定

2:第11条に基づく仮の代表者の職務執行に対する賛成

3:常任委員の任免

4:会員に対する懲罰

5:会員の退会に関する審議

ロ:理事会は、理事総数の過半数の出席をもって議事を開き、採決は出席理事の3分の2以上の多数をもって決めます。

ハ:理事会が召集されて3日以内に出席者がその定足数に達しない場合、代わりに責任役員会が議決します。ただし、急を要する場合は、召集を待たず代わりに会長が緊急の決定をすることができます。

ニ:前項の規定に基づき責任役員会が議決または会長が決定した後に、理事会がそれと異なる議決を行った場合、責任役員会または会長による決定は直ちに撤回されます。

第17条(議決権の留保)

理事は、特別の利害関係があると理事長が認めた事項については議決権を有しません。

第4節 会長・副会長

第18条(会長)

本会に、会長を置きます。

第19条(職務の執行)

会長は、次に定める職務を行います。

イ:会員の指導

ロ:財務に関する事項

ハ:この運営規則及び他の規則の定めるところによる、理事、副会長等の任免

ニ:常任委員会の召集

ホ:責任役員会、理事会、常任委員会への議案発議

ヘ:前各項のほか、この運営規則及び本会の規定で会長の権限と定められている事項ならびにほかの機関の権限に属さない一切の事項

第20条(会長の任命・任期・辞任)

イ:会長は、責任役員のうちから理事会が任命します。第13条イ項に定める理事の任命は、この後行うものとします。

ロ:会長の任期は、1年もしくは責任役員の任期のいずれか短いほうとします。ただし、会長の1年間の任期が満了する前に理事会が特別の議決を行わない場合、任期は1年延長されます。会長は、任期を満了し、または辞任したのち、前項の規定に基づいて再任することを妨げられません。

ハ:前項の規定に関わらず、会長が責任役員たる地位を失った場合、ただちに会長の職を失います。

ニ:会長は辞任することができます。

ホ:会長は、辞任後も後任者が就任するまで引き続きその職務及びそれに付帯する職務を誠実にを行います。

第21条(副会長)

本会に、副会長を置きます。

第22条(副会長の地位)

副会長は、会長を補佐し会務を分掌します。

第23条(副会長の任命)

副会長は、会長が任命します。

第24条(副会長の任期)

副会長の任期は、会長の在任中とします。

第5節 常任委員会

第25条(常任委員会)

各局に、それぞれ所管する地域における重要な会務の決定機関として、常任委員会を置きます。

第26条(構成)

- イ:常任委員会は、理事会が定め公式ウェブサイト (<https://www.tkm.club/>) に掲載した常任委員で構成します。
- ロ:常任委員は、以下のものをすべて含まなければなりません。
- 1:現にその所管する地域において責任役員の職にある者1名以上
 - 2:日本総局の管内において現にグループ連携機構の長(以下「機構長」といいます)たる職にある者
 - 3:会長が推薦した者1名以上
- ハ:常任委員は、理事会の賛成を経て辞任することができます。
- ニ:常任委員は、辞任後も後任者が就任するまで引き続きその職務及びそれに付帯する職務を誠実にを行います。
- ホ:理事長または理事たる会長は、前口項に定めるものに変動のあったときは、同項の定めにも適合するよう、理事会の決議を待たずに臨時に常任委員を定めることができます。

第27条(常任委員会の権能)

- イ:常任委員会は常任委員会または会長の求めに応じて会長または責任役員たる常任委員が召集してその議事を司り、所管する地域における次の事項について協議します。
- 1:重要な新規事業の承認
 - 2:実施中の重要な事業の中止の承認
 - 3:他団体との連携に関する重要な議事の承認
 - 4:運営規則に定めのない部署の新設改廃
 - 5:その他会長が必要と認める事項
- ロ:常任委員会は、常任委員総数の過半数の出席をもって議事を開き、採決は出席常任委員の3分の2の多数をもって決めます。常任委員でない会長は、議事に出席し、常任委員の求めに応じて会務について報告し意見を述べ、常任委員たる責任役員が欠席した場合に限り議事を司ることができます。
- ハ:常任委員会の議決は、第10条の定めるところにより責任役員会が拒否することができます。
- ニ:常任委員会が召集されて3日以内に出席者がその定足数に達しない場合、代わりに理事会が議決します。ただし、急を要する場合は、常任委員会の召集を待たずに会長が緊急に決定することができます。
- ホ:前項の規定に基づき理事会が議決または会長が決定した後に、常任委員会がそれと異なる議決を行った場合、理事会または会長による決定は直ちに撤回されます。

第28条(議決権の留保)

常任委員は、特別の利害関係があると責任役員たる常任委員が認めた事項については議決権を有しません。

第6節 事務局

第29条(事務局)

本会に、団体全体の実務を統括し実施する機関として、事務局を置きます。

第30条(職務権限)

事務局は、会長の定めるところにより、本会の実務を執行します。

第31条(構成)

イ:事務局に、局長1人、局次長1人ないし2人を置きます。

ロ:局長は、事務員を任命し指導します。

第32条(任命)

局長及び局次長は、会長が任命します。

第7節 その他の機関

第33条(グループパートナー・グループ連携機構)

イ:本会は、会の目的に賛同し、会の支援を受けて活動することを希望する他の団体をグループパートナーとする契約を締結することができます。かかる契約を締結した団体と本会の集合体を匿名クラブグループ（略称：匿名グループ）と称し、会長がグループを代表します。

ロ:本会に、ブランドチームおよび匿名クラブグループの統括業務を担当するグループ連携機構を置きます。グループ連携機構の運営については、以下各項のほか、グループ連携機構運営細則の定めるところによります。

ハ:グループ連携機構の長（以下「機構長」といいます）は、ブランドチーム代表者またはグループパートナー代表者たる会員のうちから会長が任命します。

ニ:機構長の任期は6ヶ月とします。ただし、機構長の任期が満了する前に会長が必要と認めない場合、任期は6ヶ月延長されます。

ホ:前項の規定に関わらず、機構長が本条ロ項における地位を失った場合、ただちに機構長の職を失います。

ヘ:機構長は、会長の賛成を経て辞任することができます。

ト:機構長は、辞任後または職を失った後も後任者が就任するまで引き続きその職務及びそれに付帯する職務を誠実にを行います。

チ:グループ連携機構は、全ブランドチームの代表者を構成員としたブランドチーム代表者会議において議事を行うことができます。この議決は代表者が出席した全ブランドチームを拘束します。

リ:ブランドチーム代表者会議は、会長または機構長またはブランドチーム代表者が招集し、ブランドチーム間の連携に必要な事項について協議します。

ヌ:ブランドチーム代表者会議における議事の採決は、出席者の3分の2以上の多数をもって決めます。

ル:責任役員会、理事会ならびに常任委員会は、ブランドチーム代表者会議の決定を尊重しなければなりません。

第34条(ブランドチーム)

イ:本会は、一定の自治権の下に独自のブランドを用いて本会の事業を行うブランドチームをグループ連携機構に置きます。

ロ:ブランドチームの自治権の詳細な内容については、会長とブランドチーム代表者の間での協議の上決します。

ハ:前項の規定に関わらず、本会は、会長が特に必要と認めたブランドを管理運営するためにブランドチームを第35条に定める機関に改組することができます。

ニ:ブランドチームは、会員の受け入れのために、運営規則に反しない限り独自に規則を設けることができます。

ホ:ブランドチームは、会長を各ブランドチームの会長として推戴し、会長にその業務の監督を委嘱し、ブランドチーム代表者が必要と認めるときは直接会長の指導を受けるものとします。

第35条(その他の機関)

イ:本会は、第27条の定めるところにより常任委員会がその他の機関を設置改廃することができます。但し、その権能はこの運営規則で他の機関の権限に属さない事項に限ります。

ロ:その他の機関のうち、第34条八項に基づいて設置された機関については、会長は当該機関に一定の自治権を与え、事業統括者を指名してその指導監督にあたるよう指示することができます。当該機関は会長を機関の会長として推戴し、事業統括者または代表者が必要と認めるときは直接会長の指導を受けるものとします。

ハ:その他の機関は、その事業の性質に応じて、常任委員会の指名または内部自治に基づき代表者を選出し、代表者の任免、活動の重要な事項について会長に、所属する会員の運営規則違反行為等について理事長または代表役員に報告しなければなりません。

第3章 会員

第36条(入会)

イ:本会への入会を希望する者は、本会の定める入会手続きを経て本会の会員となります。

ロ:前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、会員になることができません。

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」といいます）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます）
2. 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
3. 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
5. 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

ハ:入会金及び会費は無償とします。

第37条(活動の基本)

会員は、活動の基本として、本会の指導に従い、会員の増加に努め、本会の目的達成のために行動します。

第38条(地位の喪失)

イ:会員は、退会または除名により、その地位を喪失します。また、除籍により、会員の入会時点に遡及して会員たる地位が失効します。

ロ:退会を希望する会員は、退会予定日の3ヶ月前までに理事会に申し出て、その許可を得なければなりません。

ハ:退会費は無償とします。

第39条(免責事項)

イ:本会は、会員が会外で行った一切の言動について責任を問われません。

ロ.前項の規定に関わらず、本会は責任役員、理事及び常任委員ならびに第34条、第35条に定める機関の役員（以下本章において総称して「役員」といいます）に対してのみ、第40条イ項2号に定める懲罰を行うことができます。

第40条(懲罰)

イ:本会は、以下の会員に対し戒告します。

1:本会において、課せられた職務を故意に怠った会員

2:本会の内外において、法律その他の社会規範に著しく反する行為を本会における身分を明かし公然と行い、本会及び関連団体の信用を失墜させ、本会に回復不可能な損害を与えた役員。

ロ:本会は、本会の存在に対して批判的な言動を取った会員に対して嚴重注意します。

ハ:本会は、以下の会員の会員資格を停止することができます。

1:会員としての活動によって団体内外を著しく混乱させた会員

2:運営規則ならびにその他の規則に反し越権行為を行った会員

3:他の会員に扇動され前2号の行為を実行または支援した会員

ニ:本会は、前3項に定める行為を行った会員のうち、特に団体運営への悪影響が顕著で、かつ反省の色が見られず、再度問題を発生させる可能性が極めて高い会員を除名することができます。

ホ:本会は、本会の体制に対し挑戦するような言動を繰り返し取り、かつそれによって団体内外を著しく混乱させ、本会に回復不可能な損害を与えた者で、反省の色が見られず、再度問題を発生させる可能性が極めて高い者を、懲罰時点の会員資格の有無を問わず除籍することができます。

ヘ:前5項に定める懲罰は、第16条の定めるところにより理事会が決めます。ただし理事に対する懲罰は、責任役員会が決するものとします。なお懲罰を決する機関は必要に応じ、懲罰の対象となる会員が属するブランドチームまたはその他の機関の代表者と協議を行わなければなりません。

第4章 補則

第41条(会計・解散)

イ:本会の会計年度は、1月から同年12月までとします。

ロ:本会は、第4条に掲げる事業によって生じた収益を構成員に分配してはなりません。

ハ:会長は、会計年度の終了後2ヶ月以内に年次事業報告書を作成し、責任役員会の承認を受けなければなりません。

ニ:本会はその解散時に、本会が保有する資産を独立行政法人情報処理推進機構に寄附します。

ホ:本会は、この運営規則の改正によって解散手続きを定めるのでなければ、解散しません。

第42条(運営規則)

この運営規則は、本会及びその運営に関する基本的事項を定めるもので、この運営規則に反する規則を新たに制定することはできません。

第43条(改正)

この運営規則を改正するときは、総責任役員数の3分の2以上の多数の賛成を経て、会長が施行します。

第44条(施行細則)

イ:会長は、この運営規則を施行するについて、またはこの運営規則の規定を補うために、運営規則に反しない範囲で必要な規定を附則として定めることができます。